



# 「共動」と「共創」で地方の 自立を進め、個性ある 八潮の発展を



年頭所感

大山しのぶ  
新春に誓う！

## 新しい時代の方向を決めるのは 今を生きる私たちの責任

新しい年を迎え、皆様にはご健勝にて新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

バブル崩壊以来、低迷していた厳しい経済状況はゆるやかではありますが、回復の兆しが見えてまいりました。しかし政府の予想を上回るスピードで進む少子化に対応するには、個人も、企業も、そして政府にも発想の転換と社会・経済システム全般にわたる転換のための大幅な変革が必要とされています。

昨年暮れに起きた女兒殺害事件、また構造計算書偽造問題など、地域社会、経済をも巻き込んだ重大事件に対して、悲しみと激しい怒りを感じているのは私だけではないと思います。

事件の究明と再発防止に国と地方自治体あげて、しっかりと取り組んでいかねばなりません。我々の求める社会基盤

(2面へ続く)



埼玉県議会議員

# 大山しのぶ

contents

年頭所感	12
告知／地域NEWS／ウォームビズ	3
定例議会報告／耐震偽造問題	4
アスベスト対策／意見書について	5
鳥インフルエンザ対策	6
まちづくり3法について	7
編集後記／ご意見募集	8

は、社会の安全と安心であり、教育を含めた機会の拡大・多様化であり、生活空間の拡大です。

その社会基盤の上に多彩な生き方、多様な企業活動が可能になるのです。

地域社会の安全と安心、社会経済活動の活力は、私たち一人一人にかかっているのです。人まかせや無関心であってはけません。

私達自身がこの時代の当事者であり、混迷する今の時代をどのように生き、次の世代につなげていくのか、その方向を決める選択は、我々の中にあります。

混迷に座して身を任せるのではなく、新時代の改革・改善へ向け、今まさに変革への行動を共に起こし創る「共創」の時です。

それにはまず私たち一人一人が地域社会の一員として、社会を変革していくのだという自覚と行動が必要です。そしてその実現に向けて、まちづくりを目指す地域・住民・行政が一体となって参加する地区組織を立ち上げていくことをはじめなければなりません。

そして、地域に住み、集う人々の関わりの中で、地域固有の社会・文化の継承、コミュニティの維持が可能となり、安全、安心な生活基盤が形成されるのです。

## 地方分権とともに地方自治の成熟を図ることが重要

「国から地方へ」を旗印にした地方分権一括法の施行から、ようやく国と地方の税財政改革(三位一体改革)が昨年12月に決着しました。

国庫補助負担金約4兆円の廃止・縮減と約3兆円の地方への税源移譲という数値目標は達成しました。

しかし、この改革は地方財政の自由度を広げるとともに、補助金配分業務の縮小で、国と地方を通じ、税財政の効率化を進め、地方の自主性・自立性を高める改革であるはずですが、地方交付税の改革も含め、さらなる第二期改革を進めるべきと考えます。

ここで忘れてならないことは、地方分権が進むことと地方自治が成熟することは同じではありません。

地方分権は住民自治を拡大するチャンスですが、分権化が地域の自治を豊かにするものではありません。これからの地方自治は、与えられた政策を執行するのでは

なく、自ら政策を立案し、執行し、責任を負う、自己決定、自己責任の地方自治が求められているのです。

行財政改革を進めつつ、環境、福祉、教育、農林商工業、まちづくりにおける公共政策をつくり、地域の政治と事務事業の執行を合わせ持った政策を遂行し、その結果を着実に出せる…。そういった「地方政府」へと脱皮できるかが、今後の地方の進むべき方向なのです。

## 皆様の負託に応えるために きめ細かな施策の推進を

同時に政治は皆様の付託に応えなくてはなりません。地方分権の進展に伴い、住民の代表である地方議会の果たすべき役割の重要性が高まる中、いかに多くの民意を反映できる議会に変われるかが問われています。

そして政策立案機能の充実や執行機関に対する監視機能の充実などが地方議会に求められています。

私は個人と地域を基本とした行政の安定と政策の妥当性を求め、皆様の信頼と付託に応え、夢の実現に向け、改革を進めて、政策を実行して参ります。

その政策課題は国内外ともに山積しています。分権型社会への着実な移行に向けた地方財政制度の改革とまちづくりをはじめ、食生活の安全と安心に応える農業政策、安心とゆとりある暮らしの実現に向けた社会保障制度の見直し、新しい時代を担う子供達への教育改革、悪化する治安対策、災害などに臨機応変に対応する緊急体制整備、地球規模で対応が求められている環境問題。そして、外にあっては北朝鮮による日本人拉致問題、中東地域、東アジア地域問題など国際秩序の維持と日本の対応などが求められています。また、国内では国民生活に「安心」を届け、八潮の「元気」を高める施策の一つ一つ取り組んでまいります。

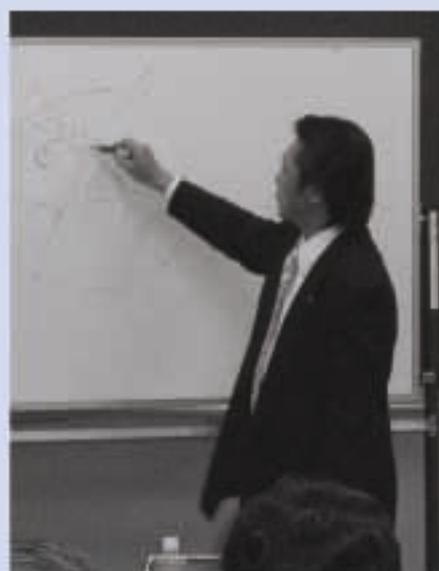
本年も皆様と大いに語り合い、精一杯、政治活動に取り組んで参る決意です。お互いに力を合わせ、「共創」のすばらしい時代をつくっていきましょう。

本年が皆様にとりまして輝かしく、実り多い一年となりますことをお祈りいたしております。



声を聞きたい伝えたい

新年会を1月6日(金)19時よりメセナ集会室にて行います。 ■お問い合わせ、連絡先は Tel.048-994-6000



昨年12月3日(土)「ゆまにて」ミニ集会を開催。

12月3日(土)和気あいあいの雰囲気でごやかなムードの中、46名の皆様にご参加いただいて定期懇談会を開催いたしました。

## NEWS

地域ニュース

チャリティコンペ

## 日本赤十字チャリティコンペ「仲よし会」のご報告



12月1日に開催されたゴルフコンペは大盛況でした!

皆様の多大なご寄付に感謝申し上げます。



## ただいまウォームビズ推進中!

大山しのぶ県議も心がけています。

省エネを目指して、夏にクールビズを行い成果が上がりました。さあ今度はウォームビズを!

来年の3月21日まで、埼玉県では冬のライフスタイル実践キャンペーンに取り組んでいます。

このキャンペーンは、地球温暖化対策の一環として、首都圏8都県が共同でとりにくんでいるもので、「重ね着など服装に工夫」、「暖房を20度以下に」することや「こまめな消灯といった身近な省エネ」を知事をはじめ県議会議員、県職員などが率先して行っています。

また、県民、企業に呼びかけるとともに、1月12日まで暖かく過ごすための工夫「あったかくふう」を県民の皆様から募集しています。

●問い合わせ  
県温暖化対策課 電話 048-830-3037

大山しのぶ県議も早速、重ね着などを心がけています。皆様もどうぞご協力下さい。

# 補正予算を決定!! 12月定例議会のご報告

12月5日(月)から25日(木)の日程で12月議会が開催されました。アスベスト対策3億4,371万8千円を含む平成17年度12月補正予算案をはじめ、94件の議案が提出され、すべてを審議し、可決・承認・同意されました。

補正予算の規模は一般会計8,390万7千円(補正後累計1兆6,404億8,213万円)、特別会計(繰越明許費の設定)、企業会計(病院事業他1会計)10億9,191万4千円となっています。

(病院事業会計への一般会計繰越金3億8,400万円の削減を含みます)予算の主な内容は次の通りです。

- 県有施設におけるアスベスト対策の推進(新規)**  
…3億4371万8千円
- 指定管理者による施設の管理に要する経費(新規)**
- 障害者自立支援法の施行に向けた準備(新規)**  
…998万円
- 生活保護電算システムの再構築(新規)**  
…4238万9千円
- 吉見浄水場の運転管理等の複数年契約の実施(新規)**
- 石油製品価格高騰に対する対応**…1億8027万3千円

また、その他の議案として、「埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、県内の精神医療体制の充実を図るため、平成18年4月から精神医療センターに急性期受入病棟及び児童思春期病棟80床から成る新たな病棟を開設するとともに、診療科目に小児科を新設するためのもの。また県の「公の施設」に民間の運営を可能にした指定管理者の指定を行うための58件の議案を審議し、埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場、青少年総合野外活動センター、防災学習センターをはじめとした58施設が指定管理者制度で、管理運営されることになりました。

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」などで、職員の給与の公民給与の較差解消のため、職員給与を平均で0.37%引き下げることを可決しました。また、地方分権推進のための三位一体改革に関する意見書をはじめ、9件の意見書も採択されました。

## ●国への意見書を採択し、相談体制も充実 耐震偽造事件を踏まえて

### ●概要と県内の状況について

11月千葉県内の建築士が構造計算を行った建築物(21件)について、構造計算書が偽造されていた疑いがあることが判明し、12月6日現在で、この建築士が関わった物件はマンション、ホテルなど208件におよび、そのうち62件で偽造が判明しています。

埼玉県内では、県と川口市、千葉県の情報から2件が判明しました。

そのうち越谷市内の個人住宅は構造上問題なしということがわかりましたが、川口市内の11階建てマンション(21戸)については構造上の問題が明らかになっています。

### ●埼玉県のこれまでの対応

今回の調査結果を踏まえ、川口市内のマンション入居者への緊急支援として、県営住宅11戸(家賃は6か月免除、入居期間は原則1年)を移転先、転居先として用意しています。また、他の方々に対

しては、建築確認を行う県内24機関、建築士会など4団体などに県民からの相談窓口を設置しています。

同時に県指定の民間検査期間への立ち入り検査を11月22日、24日に行いました。その結果、適正に審査業務が行われていることが明らかになりました。

現在は、保管している建築確認申請書の総点検を行い、平成18年1月27日までに点検結果を報告する予定です。

### ●埼玉県の今後の対応

これからの対応としては、埼玉県構造計算書偽造問題対策連絡協議会による情報交換、対策の検討を行い、全国一斉の民間確認検査機関への立ち入り検査の実施と、国に対して、制度改正を含む再発防止策を要請することになっています。今後とも施策の効果を注視しながら、さらに実行ある対策を講じて参ります。

# 3億4,371万8千円の予算措置を講じ、 埼玉県のアスベスト対策について きめ細やかな対応

平成17年度12月補正予算において、新たに県有施設におけるアスベスト対策の推進として3億4,371万8千円が計上されました。

これは県有施設1,446施設の調査結果を踏まえ、アスベストを含んだ、表面が柔らかく、飛散性の高い吹き付け材の使用が確認された箇所について、緊急対策を実施するものです。

埼玉県では平成17年8月9日に「埼玉県石綿対策推進本部」を設置しています。

これまで「健康対策」として県民の健康に対する不安の解消を第一に、保健所に相談窓口を設置、また産業労働センターに労働者からの相談窓口を設置し、それぞれ相談を受け付けています。

「環境対策」としては石綿関連製品製造工場などに対する飛散防止対策の徹底を指導、建築物の解体に対する飛散防止対策の徹底を指導などを行っています。

また、「公共施設対策」は前述のとおり、緊急性の高いものは今年度中に対策工事を実施。今年度中に工事が難しい施設については平成18年度中に実施します。また、対策工事が終了するまでの間は、応急補修や立ち入り禁止の措置を講じることとしています。

「民間施設対策」としては社会福祉施設、病院施設、私立学校や1000m<sup>2</sup>以上の民間建築物について実態調査を実施し、必要な場合には石綿の除去、飛散防止対策を要請、利用者の多い店舗などに石綿建材使用の有無の表示を要請しています。また建築関係団体などによる建築物に対する相談、検査、診断体制の整備促進を行っています。



今後は国や市町村と連携し、さらに不安の解消と安心、安全の確保に向けて、注意深く対応して参ります。

## 大山しのぶ県議が中心となってまとめました。 地方分権や暮らしに重要な意見書を採択

大山しのぶ県議は、議会運営委員会の副委員長として、委員長を補佐し、議会運営に関する協議、調整の中心となって活躍をしています。12月議会でも大山しのぶ県議は早くから各党派と折衝し、強い熱意を持って9件の意見書(国に対して要望)を審査し、採択を図りました。今回の意見書は主なものは次のとおりです。

- ・地方分権推進のための三位一体改革に関する意見書  
地方財政の自立に向け、平成19年度以降もさらなる改革を行うこと、国と地方の協議の場を制度化すること、地方交付税の見直しは地方公共団体の安定的な財政運営に配慮することなどを要望
- ・医療制度改革に関する意見書  
医療費の適正化を患者の負担増や診療報酬の引き下げだけに頼ることなく、患者本位を貫いた改革をすることを要望
- ・「まちづくり三法」の見直しに関する意見書

- ・認定NPO法人制度の一層の拡充を求める意見書
- ・「脱法ドラッグ」対策の徹底強化を求める意見書
- ・構造計算書偽造問題における居住者の安全確保及び再発防止策の徹底を求める意見書 他2件



# 鳥インフルエンザ対策トピックス

県は、情報の収集、危機管理体制の強化を図ります。

平成16年8月、厚生労働省の厚生科学審議会は高病原性鳥インフルエンザなどのウイルス変異により人間に感染する新型インフルエンザが出現する可能性が高まっているとした「新型インフルエンザ対策報告書」がまとめられ、平成17年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。これをふまえて埼玉県では、「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

そこで本稿ではその概要を報告します。

## 新型インフルエンザの背景

この新型インフルエンザとは、過去数十年にヒトが経験したことのないタイプのウイルスに感染し、人類が抵抗力を持たないというインフルエンザのことです。

過去においては1981年にスペインかぜ、1957年にアジアかぜ、1968年に香港かぜ、1977年にソ連かぜが流行しました。

当時と比較すると、現在の医療体制は質・量ともに大幅に改善されている一方で、人口の都市への集中や、高齢化、そして高速交通手段の発達で、感染が拡大しやすい条件も増えています。

新型インフルエンザが流行した場合、有効な対策をうたないと発生から約8週間で最大140万人の患者が受診し、このうち入院患者は3万人、死亡者数は9000人を超えると見込まれています。(患者数は抗インフルエンザウイルス薬や新型ワクチンを使用しないとした場合

の試算なので、実際の入院患者数や死亡数はもっと減少します)

## もし流行した時の県の対応は？

埼玉県では、新型インフルエンザが流行した場合、知事を本部長とした「埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部」を設置して、その段階に応じて、危機情報の収集、危機対応策の検討を行うとともに、保健所にも対策チームを設置し、情報の収集、必要に応じた患者(疑い患者)の調査、県民相談などの体制を組むとしています。

具体的な対策としては次のようになっています。(現時点では、このいずれの段階も日本では発生していません。)

### 国内でヒトからヒトへの感染が認められたとき

知事が県民に対して新型インフルエンザ対策について意思表示、県民に対して予防策の励行を呼びかけ、県民への相談体制の強化(24時間相談窓口の設置)、大流行に備えた医療体制を強化します。

### 県内または隣接都県でヒトからヒトへの感染が認められたとき

知事が新型インフルエンザ流行の警戒を宣言するとともに、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動の自粛を勧告、患者発生情報の公表、社会不安を解消するための広報体制を確立します。

### 県内でヒトからヒトへの大流行が認められたとき

知事が非常事態を宣言するとともに、流行状況、医療サービスなどについての随時情報提供の活発化、原則すべての大規模集会などの自粛を勧告、学校等に対し、休校等を要請、市町村などに対し在宅療養者等の支援を要請します。

## 個人でできる予防方法は？

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは病鳥と近距離で接した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられていて、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はありません。

予防法としては、**感染地域への海外渡航には注意し、マスクの着用、手洗いやうがいの励行が予防には有効**です。

# 政策勉強 最近考えている事 ノートから

## まちづくり三法の 改正とは？

まちづくり三法(中心市街活性化法、大店立地法、改正都市計画法)というものがあります。

郊外の幹線道路沿いに大規模な商業施設が次々と建てられ、消費者が郊外へ流出していく。駅前などのまちの中心地で古くから賑わっていた商店街がさびれてシャッターの閉まった店ばかりになっていく…。まちづくり三法は、このような中心市街地の衰退に歯止めをかけるため、1998年から2000年にかけて制定されました。

それらの内容を概観すると、

### ●中心市街地活性化法

(平成10年7月24日施行)

**目的**…空洞化の進行している中心市街地の活性化を図る。

**概要**…「市街地の整備改善」「商業などの活性化」を端とする総合的、一体的な対策を連携して推進する市町村が「基本計画」を作成し、それに沿って行われる事業計画を国が認定し、支援するもの。

**権限者**…市町村

### ●大店立地法

(平成12年6月1日施行)

**目的**…大規模小売店による周辺生活への影響を緩和するための社会的規制を実施する。

**概要**…調整対象は店舗面積1000平方メートル超の大規模小売店、調整対象は交通渋滞、駐車・駐輪、騒音、廃棄物など

**権限者**…都道府県および政令指定都市

### ●改正都市計画法

(平成10年11月20日施行)

**目的**…地域の実情に応じたまちづくりを進め、都市計画における地方分権の推進を図る。

**概要**…種類、目的に応じて特別用途地区を市町村が柔軟に設定できる

**権限者**…市町村

## 効果が上がらなかった 「まちづくり三法」

しかし、7年あまりが経過して、現実はどうかという点、十分な成果が上がっていないのが実状です。平成16年9月に総務省は、中心市街地の活性化に関する行政評価で、このまちづくり三法に落第点をつけました。

この三法が効果を発揮しなかった理由を東京工業大学の中井檢裕教授は、日本の土地利用にからめ大きく二つの問題を指摘しています。

その1つは郊外の土地利用規制の緩さです。

特に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きが行われていない地方都市圏では用途地域が指定されていない区域(非線引き白地区域)、さらにはその外側にある都市計画が適用されていない都市計画区域外のいずれもが事実上、どのような開発も可能になっています。その結果、郊外に住宅、大規模商業施設、病院、大学など様々な都市機

能が中心部を離れ、郊外に移ってしまったという点をあげています。

2つ目の問題点は、分権が進んだ結果、市町村主体に都市計画の決定権が移ったため、あるひとつの市町村が中心市街地の再生を図ろうと、郊外の立地規制を厳しくしても、隣接する市町村と足並みが揃わないと規制が効果をなさないという広域的な問題をあげています。

また、中心市街地の活性化がうまくいかなかった理由として、これまで中心市街地の再生が商業活性化に偏ったことを挙げ、住宅、交通、景観など多岐にわたった施策を地域とのパートナーシップによって展開するまちづくりにつなげるべきとの教授の指摘には、私もこの「風」前号で書いた通り、まったく同感です

## 改正には地域の自主性 尊重と個性重視を

自民党は、昨年、衆議院議員選挙のマニフェストでもまちづくり三法の見直しを公約し、次期通常国会での改正案提出を目指しています。

しかし、私はこの見直しが、行政のいたづらな拡大ではなく、地域の必要なものを重点に整備するための改正となることを望みます。

同時に国の規制が地方へのしほりを強めることになり、全国一律、画一化したまちを大量生産するような愚を起さぬよう、地域の自主性と個性を大切にしなければなりません。これからは、中長期的な都市計画と都市運営のもと、人口減少、高齢社会のもとでも持続可能なまちを実現せねばなりません。この改正が新たなまちづくりの起爆剤となるよう私も各方面に働きかけてまいります。

